

よくあるご質問

－事業所担当者の方向け Q&A－

適用事務に関する Q&A (Q01～Q16)	
適用	Q01 従業員を採用したときの資格の取得日や、従業員が退職をしたときの資格喪失日はどのようになりますか？ また、掛金の取り扱いはどのようになりますか？
適用	Q02 「加入者証」は発行されますか？
適用	Q03 同月で加入者が取得・喪失したときの手続きについて。
適用	Q04 JJK の加入者（加入員）番号を持つ者が入社した場合の手続き方法について。
適用	Q05 取得や喪失などの異動記録情報の「訂正」や「取消」の方法について。
適用	Q06 氏名が変更になったときの届出について教えてください。
適用	Q07 平成 29 年 7 月より制度が変わりましたが、提出する書類は今までどおりで変更はないのですか？
適用	Q08 10 月 1 日以降に月変や定年再雇用を行って、大幅に給与が変動した場合は基準給与届に反映しているのでしょうか？
適用	Q09 基準給与届を提出する際に、退職（資格喪失）する従業員の標準報酬月額を届け出る必要がありますか？
適用	Q10 毎月の適用届書締切日、告知書の発送日はいつですか？
適用	Q11 事業所の名称、所在地、事業主等に変更があったのですがどうすればいいですか？
適用	Q12 届出の決定通知書（事業所控）はいつごろ送付されますか？
適用	Q13 旧様式の届書用紙（紙）や年金機構データでの受付はできますか？
適用	Q14 電子媒体（CD・BOX）の提出方法はどのようになりますか？
適用	Q15 「適用届出データ作成ツール」にて CSV データを作成する際に、加入者番号がわからない場合はどうすればいいですか？
適用	Q16 従業員（加入者）が死亡した場合の基金への連絡への連絡について。
掛金事務に関する Q&A (Q17～Q22)	
掛金	Q17 賞与支払届の提出と掛金はどのようになりますか？
掛金	Q18 基金の掛金は、いつ変更されるのですか？ 年金事務所の保険料が変わったのに、基金の掛金が変わっていないようですか？
掛金	Q19 退職者や産前産後・育児休業者の掛金免除対象者はどのようになりますか？
掛金	Q20 基金に納付する掛金の税制上の取り扱いについて知りたいのですが？
掛金	Q21 毎月の掛金額はいつごろ確定しますか？
掛金	Q22 掛金の納付期限（毎月末日）が金融機関休業日の場合、いつになりますか？
上記以外に関する Q&A (Q23～Q24)	
HP	Q23 基金ウェブサイトのパスワードがわからないのですが？
福祉	Q24 退職者のえらべる倶楽部会員証は回収する必要がありますか？

Q01

従業員を採用したときの資格の取得日や、従業員が退職をしたときの資格喪失日等はどうになりますか？ また、掛金の取り扱いはどのようにになりますか？

A

異動事由ごとの異動年月日については以下の通りです。

- ①新規資格取得（異動事由コード 11）は「入社日」または「加入条件を満たした日」。
- ②退職による資格喪失（異動事由コード 44）は退職日の翌日。
※社会保険での喪失日と同じ日付になります。
- ③死亡による資格喪失（異動事由コード 45）は死亡日の翌日。
- ④加入年齢上限到達による資格喪失（異動事由コード 46）は誕生日の前日。
- ⑤加入者基本情報変更（訂正）届（異動事由コード 20）は発生日または提出日。

基金の掛金は、月単位で計算することになっており、資格取得した月の分から資格喪失した月の前月分までを納めていただくこととなります。

加入者の資格取得日は、厚生年金の被保険者資格を有した時または加入者の範囲を限定している事業所の場合、加入者範囲の対象となった時に資格取得届の提出をしていただきます。仮に資格取得日が月の途中や月末であっても、1ヵ月分の掛金を納めていただく必要があります。

従業員（加入者）が退職したとき、加入者の資格喪失日は退職した日の翌日となります。例えば、3月20日に退職した場合は3月21日が資格喪失日となり、その当月である3月分の掛金は納めていただく必要がありません。この場合、3月分の届書締切日までに資格喪失届をご提出いただければ、当基金より4月15日にお送りする「3月分掛金納入告知書」から、前記の方の掛金は除かれることとなりますが、締切日を過ぎてから受付した場合は翌月分の掛金で遡及分を調整します。なお、3月31日退職の場合は4月1日が資格喪失日となりますので、3月分の掛金を納めていただく必要があります。

Q02

「加入者証」は発行されますか？

A

企業年金基金として、「加入者証」は発行しておりません。

代わりとして、JTB ベネフィットの「えらべる倶楽部会員証」を事業所宛にお送りしております。JJK 加入者番号について、事業所担当者は決定通知書にて、加入者本人はえらべる倶楽部会員証にてご確認ください。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Q03

同月で加入者が取得・喪失したときの手続きについて。

A

資格取得届提出前に退職した場合は、取得・喪失届の提出は不要となります。資格取得届提出後に退職した場合は資格喪失届をご提出してください。また、同月得喪の場合、当基金に加入しなかったこととみなしますので、「掛金」は徴収いたしません。

Q04

JJK の加入者（加入員）番号を持つ者が入社した場合の手続き方法について。

A

原則、新規取得にて届出させていただきます。

※加入者番号が継続される方法は、事業所が JJK ヘグループ登録手続きを行っており、規約に定義されている事業所間で同日付で異動された場合のみ可能。

Q05

取得や喪失などの異動記録情報の「訂正」や「取消」の方法について。

A

新規取得の取消については、「適用届出データ作成ツール」にて取得取消届（事由コード 42）を作成しご提出ください。その他の訂正・取消については、「加入者異動情報訂正（取消）届」に訂正・取消内容の項目をご記入しご提出ください。

届書は下記のアドレスから入手することが可能です。

<https://www.jjk.or.jp/manual/business.html>

Q06

氏名が変更になったときの届出について教えてください。

A

「適用届出データ作成ツール」にて「加入者基本情報変更（訂正）届」を作成しご提出ください。従来の紙での提出は受付しておりませんのでご注意ください。

Q07

平成 29 年 7 月より制度が変わりましたが、提出する書類は今までどおりで変更はないのですか？

A

提出が不要になった書類がいくつかございます。現行の制度において提出が必要な書類は下記の通りとなります。

届出書類	届出方法
①加入者資格取得届	BOXまたは磁気媒体(CD-R)
②加入者抛出開始届	BOXまたは磁気媒体(CD-R)
③加入者資格喪失届	BOXまたは磁気媒体(CD-R)
④加入者基準給与届	BOXまたは磁気媒体(CD-R)
⑤加入者基本情報変更(訂正)届	BOXまたは磁気媒体(CD-R)
⑥加入者異動情報訂正(取消)届	紙
⑦実施事業所情報登録・変更届	紙

◆①～⑤の作成方法の詳細については、JJK ホームページで公開中の「届出作成マニュアル」にてご確認ください。

◆⑥・⑦の届出書類は JJK ホームページから入手することが可能です。
上記のマニュアル・届書は下記のアドレスから入手することが可能です。

<https://www.jjk.or.jp/manual/business.html>

Q08

10月1日以降に随時改定や定年再雇用を行って、大幅に給与が変動した場合は基準給与届に反映していいのでしょうか？

A

基準給与届に反映していただく標準報酬月額は9月末時点のものとなります。10月以降の給与変動は翌年の申出でご提出ください(反映は翌々年の4月からとなります)。

Q09

基準給与届を提出する際に、退職(資格喪失)する従業員の標準報酬月額を届け出る必要がありますか？

A

改定日である4月1日までに退職(資格喪失)する人の基準給与届は不要となります。

Q10

毎月の適用届書締切日、掛金納入告知書の発送日はいつですか？

A

適用届書締切日は毎月 6 日～10 日頃になります。(告知書発送日の 5 営業日前)

ただし、締切日は月によって変動しますので、掛金計算に間に合わせたい場合は、当基金業務一課担当までご確認をお願いいたします。掛金納入告知書の発送日は、原則、毎月 15 日となります。(15 日が土日・祝日の場合、翌営業日に発送いたします)

Q11

事業所の名称、所在地、事業主等に変更があったのですがどうすればいいですか？

A

以下の書類を、お早めにご提出ください。

【電話番号、事業主氏名、電話番号、事業主の住所の変更、代理人氏名、告知書送付先名称・住所、決定通知書送付先名称・住所、届出問合せ先名称・電話番号の変更】

・上記の変更・・・「実施事業所情報登録・変更届」

【所在地、事業所名称の変更】

・所在地の変更・・・「実施事業所 名称・所在地変更(訂正)届」、「法人登記簿謄本」の写し、または「賃貸契約書」の写し

・事業所名称の変更・・・「実施事業所 名称・所在地変更(訂正)届」、「法人登記簿謄本」の写し

なお、上記の変更を行った際は「適用届出データ作成ツール」の環境設定内の事業所情報の変更もあわせてお願いいたします。

Q12

届出の決定通知書(事業所控)はいつごろ送付されますか？

A

届出データ受付後、2～3週間で決定通知書をお送りしております。

Q13

旧様式の届書用紙(紙)や年金機構データでの受付はできますか？

A

旧様式の届書用紙(紙)や年金機構データでのご提出はお受付しておりません。

「適用届出データ作成ツール」にて作成した CSV データを CD-R または BOX にてご提出をお願いいたします。

Q14

電子媒体（CD・BOX）の提出方法はどうなりますか？

A

・郵送での提出の場合は、「適用届出データ作成ツール」にて作成した CSV データを CD-R に移し、総括表（押印済み）と一緒に郵送にてお送り下さい。

・BOX にて提出を希望する場合は、JJK ホームページの「BOX 利用回答フォーム」にて利用申し込みをお願いいたします。その後、JJK から利用に関するお知らせメールをお送りします。設定完了後、BOX を利用しての適用申請がご利用いただけます。

「適用届出データ作成ツール」にて作成した CSV データと総括表データを BOX 内の「(事業所番号) _JJK 届出データ」フォルダ内にアップロードしてください。

なお、「(事業所番号) _JJK 届出データ」フォルダ以外にアップロードした場合、JJK 側で認識することができないため、受付処理をすることができません。必ず、「(事業所番号) _JJK 届出データ」フォルダ内に、アップロードファイルを移動してください。

Q15

「適用届出データ作成ツール」にて CSV データを作成する際に、加入者番号がわからない場合はどうすればいいですか？

A

加入者番号がわからない場合は、「999999（数字の 9 を 6 桁）」等の存在しない番号を使って作成をお願いいたします。なお、「999999」以外の番号でも問題ありませんが、誤登録防止のため、なるべく「900000」以降の番号での作成をお願いいたします。

Q16

従業員（加入者）が死亡した場合の基金への連絡への連絡について。

A

加入者の方が亡くなったときは、弔慰金が支払われます。

また、加入期間が原則 3 年以上あれば遺族給付金を対象遺族様にお支払いすることができ、18 歳未満の遺児がいる場合は遺児育英補助金の支給もございます。

JJK にご連絡いただく前に、請求権のある方、18 歳未満の子の有無、請求者と死亡者の生計同一のご確認をお願いいたします。

JJK への連絡後、請求書類を会社宛にお送り致します。会社証明欄をご記入後、請求者様へお渡しく下さい。

最後に、適用届出データ作成ツールにて、死亡喪失（事由コード：45）届を作成し、ご提出ください。

弔慰金や遺児育英補助金の金額や条件等につきましては、[こちら](#)をご覧ください。
なお、遺族給付金については当基金で源泉徴収しておりません。後ほど、確定申告をしていただきますようお願いいたします。

Q17

賞与支払届の提出と掛金はどうなりますか？

A

当基金が制度移行した平成 29 年 7 月以降は、「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」の提出が不要となりました。したがって、賞与の掛金は発生しません。

Q18

基金の掛金は、いつ変更されるのですか？年金事務所の保険料が変わったのに、基金の掛金が変わっていないようですが？

A

当基金に納めていただく掛金は、加入者の皆様一人ひとりの基準給与（標準報酬月額）に、掛金率（保険料率 1.25%）を掛けて計算しております。

基準給与（標準報酬月額）は、毎年 9 月末時点での年金事務所にて適用されている標準報酬月額を JJK にお知らせいただくことで、翌年 4 月 1 日付で改定しております。基準給与の改定は年 1 回となります。

基準給与の改定が従来の算定基礎届に代わる手続きとなります。なお、月額変更届は廃止となっております。

Q19

休職者や産前産後・育児休業者の掛金免除対象者はどうなりますか？

A

休職者の方の掛金免除措置はございませんが、掛金の負担は全額事業主負担となるため、ご本人様の負担は発生いたしません。

Q20

基金に納付する掛金の税制上の取り扱いについて知りたいのですが？

A

基金にお納めいただく掛金は、福利厚生費として法人税法で全額損金に算入されます。なお、当基金の加入者負担分はございません。全額事業主負担となります。

Q21

毎月の掛金額はいつごろ確定しますか？

A

毎月の掛金額は「掛金納入告知書」の送付日までに確定しますが、掛金計算の状況によって、若干早く確定することもあります。「掛金納入告知書」送付前に掛金額を確認したい場合は、事前に基金へご連絡いただければ、掛金額が確定次第、基金から事業所様へお電話でご連絡いたします。

Q22

掛金の納付期限（毎月末日）が金融機関休業日の場合、いつになりますか？

A

納付期限が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

Q23

基金ウェブサイトのパスワードがわからないのですが？

A

基金広報誌「JJK（年 2 回発行）」に記載されております。お急ぎの場合は当基金までお電話でご相談ください。なお、当基金の関係者（事業所）以外には回答できませんので、社会保険労務士の方などで必要な場合は、事業所担当者を通じてパスワードの入手をお願いいたします。

Q24

退職者のえらべる倶楽部会員証は回収する必要がありますか？

A

えらべる倶楽部会員証の回収は不要ですが注意点がございます。
資格喪失届受理後、1 か月程でえらべる倶楽部のマイページの利用ができなくなります。
旅行等の申し込みをする際は、資格喪失日以降の予約はしないようご注意ください。